

## 住民監査請求（高齢者食事サービス事業補助金）について（概要）

平成24年1月20日付けで提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求とならない旨請求人に通知しました。（却下）

### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市（健康福祉局）は、社会福祉法人大阪市社会福祉協議会に対し年間約2億円（23年度予算）の高齢者食事サービス事業補助金を支出している。これまで数度にわたり各地の食事サービス事業の補助金をめぐる不正が発覚し、監査委員からも是正を指摘されたり、平成21年には2回にわたり市が自主調査を行い約1,900万円の不正受給を返還させるなどの経緯がある。

しかしながら、今回、平野区社会福祉協議会（以後区社協という）が直接行う食事サービス事業に要綱違反など問題があることが情報公開請求資料によりわかった。

大阪市は、補助金交付決定に際し、事業者の「事業計画書」「実績報告書」「精算書」『（区社協作成か？）』のみの提出で交付し書類の確認や配食の実態等について区社協に対し説明を求めず、何らチェックも行わず、長年にわたり多額の補助金を漫然と交付し市に損害を生じさせてきた。この損害について、市長は10年遡り区社協に対し返還を求める必要がある。返還額は、平成19年度8,678,500円、平成20年度9,072,250円、平成21年度8,315,000円と3年間だけでも26,065,750円におよぶ。

区社協の事業は、各地域社協の食事サービスに何らかの事情で参加できない利用希望者を区全体の範囲できめ細かく手を差し伸べるなど地域福祉の充実に貢献しているものと思ってきたが、突出した食数の多さに目がとまり、改めて提供された資料により、市の監督責務が全うされていないことが判った。

一方、年間3万食以上もの配食利用が平成22年度で突然廃止になることは不可解である。もともと配食利用とされるものは、補助金対象の必要のないものであって単に業者の営業に利用したと考えられ、高齢者食事サービス補助金制度を充てたもので、虚偽補助金申請と考えざるを得ない。厳正なる実態調査を求める。

この区社協直接事業の収支が平野区社会福祉協議会の事業報告、決算報告書にどのように記載計上されているかも市民が容易に判断できない。

監査委員におかれては、改めて平野区社協直接の食事サービス事業補助金支出について10年遡り徹底調査を行い、市長に対し損害賠償請求権あるいは不当利得返還請求権を行使するなど必要な措置を講じるよう勧告されることを求め、地方自治法242条1項に基づき事実証明資料を添付して住民監査請求する。

以下の違法行為（高齢者食事サービス事業補助金交付要綱違反）について、大阪市は事実確認を違法に怠ってきた。

平野区社会福祉協議会に係る平成21年度資料から

事業開始届、委託契約資料等は不存在

事業主体：平野区社会福祉協議会

委託先：配食サービスセンター「あすなろ」（平野区加美西）

実施場所、調理場所：配食サービスセンター「あすなろ」

事業内容：配食 週7回（昼・夜）年延728回 33,260食 8,315,000円

利用登録者109名（独居20人、夫婦世帯19人、その他70人）

1回あたり利用55人 ボランティア2人

要綱違反については、

- ・ 第2条（目的）では、高齢者の健康増進と地域社会との交流を深めるとされているが、配食利用者で寝たきり高齢者の内訳が不明であり、地域社会との交流は行っていない。
- ・ 第4条（定義）では、ボランティア等の協力を得て、定期的に食事を提供するとされているが、申請書にはボランティア2人と記載されており食数との整合性がない。
- ・ 第7条（申請）では、協議会会長は交付申請書に事業計画書及び収支予算書を添付して提出するとされているが、収支予算書等の添付がない。
- ・ 第14条（立入検査等）では、市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、立入検査等を実施できるとされているが、条文に基づき実行していない。
- ・ 第15条（実績報告）では、協議会会長は、補助事業が完了したときは事業実績報告書に事業実施報告書及び収支決算書を添付して市長に提出しなければならないとされているが、1日2回、毎日の配食サービスの実態が確認できない。
- ・ 第16条（補助金の額の確定等）では、市長は、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、事業補助金額確定通知書により協議会会長に通知するとされているが、事業の成果や交付決定内容について確認をしていない。平成20年度においては、年約11,000食、2,725,250円の戻入が行われているがこの理由調査もしていない。

事業内容の問題として、補助金の交付を決定した文書は、高齢者食事サービス事業実施計画書（様式第2号）、同実施報告書（様式第9号）、同補助金精算書及び追加・戻入補助金申請書（様式第8・1号）の3点であり、これらの文書のみで補助金交付決定したことについて、担当職員に食事の回数、利用対象者の確認、調理等食事サービスに関する支出証拠資料等について説明を求めたが、説明できなかったことから、これらの配食は、実態のない架空あるいは虚偽であるか、説明のできない事業であったと考えざるを得ない。

配食センター「あすなろ」の事業所の正面には、現在、生活支援型配食サービス事業所と張り紙があり、平野区の生活支援型食事サービスは、大阪市が配食センター「あすなろ」と委託契約しているものがある。

「あすなろ」の提出した補助金事業支出証明書類は内容不明で、領収書は、食材の請求書が公開されているのみで詳細は不明であり、給与台帳は、日本労働者協同組合連合会センター事業団大阪東の給与台帳であり、現金出納帳からは、調理等食事サービス関係の支出が極めて少なく、通帳のコピーでは5,125,000円の入金が確認でき、区社協との関係がみられる。

## 2 地方自治法第242条の要件に係る判断

- ・ 地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。
- ・ 本件請求において請求人は、平成19年度から平成21年度に大阪市社会福祉協議会に支出された高齢者食事サービス事業補助金（以下「本件補助金」という。）のうち平野区社会福祉協議会が実施する同事業に対する本件補助金は、虚偽の補助金申請がなされていたか、配食は実態のない架空あるいは虚偽であるか、説明のできない事業である旨主張する。

- ・ しかしながら、虚偽の補助金申請であるとする理由として、「年間3万食以上の配食利用が平成22年度で突然廃止になることは不可解である」旨主張するが、平野区においては、平成22年度から社会福祉法人以外の民間事業者による生活支援型食事サービス事業が開始されており、請求人が事実証明書として添付している平成22年度生活支援型食事サービス事業実績報告書においても、同事業において2万7千食余りが提供されたことが確認できる。
- ・ また、担当職員が食事の回数等について説明できなかったことのみをもって、「これらの配食は、実態のない架空あるいは虚偽であるか、説明のできない事業であったと考えざるを得ない」旨の請求人の主張は、推測の域を出ず、独自の見解を述べるものであると評価せざるを得ない。
- ・ さらに、請求人は、縷々要綱違反の支出である旨主張するが、平成21年度の本件補助金の精算でさえ、遅くとも平成22年5月31日までになされていることからすると、支出（精算）の日からいずれも1年を経過しており、原則として住民監査請求を行うことはできない。
- ・ すなわち、法第242条第2項によれば、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した時は、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。とされ、正当な理由については、財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。
- ・ また、特段の事情について、一般住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的に見て監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなくても、監査請求をした者が上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される場合には、正当な理由の有無は、そのように解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきとされている。
- ・ この点、請求人は、期間徒過の正当理由について何ら主張するものではないが、当該補助金の支出及び精算は、公然となされ、その時点において情報公開請求等をしておれば、監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されることから、それらから1年を経過して提出された本件請求は、法第242条第2項ただし書に規定する期間徒過についての正当な理由があるとは認められない。
- ・ そうすると、いずれにしても、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。